

# 在宅療養支援認定薬剤師要綱 細則

## 第1章 認定薬剤師研修講座の単位と内容

(研修講座の内容と研修単位)

### 第1条

1. 新規認定のため以下の認定薬剤師研修講座（以下「研修講座」とする）を受講する。
  - (ア) 日本在宅薬学会（以下「本学会」とする）に関する知識と在宅療養支援認定薬剤師の役割
  - (イ) 医療保険・介護保険制度に関する知識
  - (ウ) 他職種・他業種などに関する知識
  - (エ) 各種の社会保障制度に関する理解
  - (オ) 地域医療・チーム医療などに関する理解
  - (カ) 研究マインドに関する理解
  - (キ) 薬学的基本スキルに関する理解
  - (ク) 薬学的専門スキルに関する理解
  - (ケ) 疾患・病理・病態などに関する理解
  - (コ) その他

新規認定にあたっては、バイタルサイン講習会及び本学会が主催する学術大会の参加を必須とする。更新申請にあたっては、本学会が主催する学術大会の参加を必須とする。

※ (イ)～(ケ)については、分野毎にバランス良く習得することを目標とする。
2. 新規認定基準を満たすため、3. 4. 5. 6 に示す研修単位を取得する。
3. 認定薬剤師研修講座は原則90分を1単位とし、計35単位以上を取得すること。

このうち他の研修プロバイダーの発行する研修単位は15単位以内とする。

90分未満の講座については45分を1/2単位、30分を1/3単位とする。
4. バイタルサイン講習会については3単位、インストラクター講習会は2回で4単位、ディレクター講習会は4単位とする。
5. 本学会学術大会については、1日目を4単位、2日目を3単位とする。但し、3年間の認定期間内で7単位以内を認定の上限とする。
6. 漢方薬認定講師育成セミナーについては、4単位とする。但し2016年6月以降に開催す

る本学会漢方セミナーより3単位とする。3年間の認定期間内で9単位以内を認定の上限とする。

7. その他本学会が指定する研修においては、当該研修等の主催者が発行する認定単位をもって取得単位とする。
8. 認定更新基準を満たすため、3年間の認定期間内に各年5単位以上、計30単位以上の研修単位を取得すること。

このうち他の研修プロバイダーの発行する研修単位は10単位以内とする。

9. 新規認定には、在宅業務の実践による5事例の報告を行い5単位を取得すること。
10. 認定更新のための研修講座については、後日決定する。

(研修講座の形態)

第2条 以下の形態の研修講座を開催する。

1. 本学会が主催する講義、演習、実習研修など
2. 本学会学術大会の講演、シンポジウム、ワークショップなど
3. 本学会が主催するe-ラーニングなど

## 第2章 認定薬剤師の新規認定手続き

(新規認定の受付)

第3条

1. 認定薬剤師の認定審査日時は、認定委員会で決定する。
2. 申請受付期間は、認定委員会で決定する。

(新規認定の申請)

第4条

1. 認定審査の申請に当たっては、以下の書類を本学会に提出する。
  - ・ 認定申請書（様式I）
  - ・ 認定薬剤師手帳（研修内容記録、取得認定単位・受講証明書）
  - ・ 薬剤師免許証の写し（裏面に記載のあるものは裏面の写しも含む）
  - ・ 要綱第11条2項に定められた認定薬剤師証の写し
  - ・ 認定審査料（振込証明書の写し）

- ・ 所定の様式による5事例の事例報告書
  - ・ 本学会主催の学術大会参加証の写し
  - ・ バイタルサイン講習会終了証の写し
2. 上記の認定審査料は 10,000円 とする.

#### (新規認定の審査)

第5条 新規認定の審査は本学会認定委員会が行う。

第6条 認定薬剤師の新規認定は、書類審査と試験によって行う。

1. 書類審査

認定申請書を審査する。

研修記録内容と取得認定単位・受講証明書を審査する。

事例報告書を審査する。

2. 事例の報告

新規認定には5事例の事例報告を必須とする。

3. 事例報告内容

・ 同一患者の事例はさけること。

・ 同一事例を複数の薬剤師が担当した場合、その事例報告書を複数の申請者が使用してはならない。

・ 日々、業務で行っている日常的な事例が好ましい。

・ 既に発表されている事例の印刷物をもって代替することはできない。

4. 事例報告の書式

事例報告は別に定める本学会の書式に従う。

5. 試験

新規認定に際しては試験を行う。その方法は筆記式及び面接にて行う。

6. 合否の判定

申請書類および試験結果を審査し合否を判定する。

#### (新規認定の登録)

第7条

1. 審査に合格した者は、登録料を納付することによって認定薬剤師として登録される。
2. 登録された者には認定証を交付し、ホームページへの掲載希望の場合、氏名や所属等を掲載する。
3. 登録料は 10,000円 とする。
4. 一度払い込まれた認定審査料、登録料は、理由の如何に関わらず返却しない。

### 第3章 認定薬剤師の認定更新

(認定更新の受付)

第8条 認定更新の受付にあたっては第2章に準ずる。

(認定更新の申請)

第9条

1. 認定更新の申請に当たっては、次のものを本学会に提出する。
  - ・ 認定申請書（様式Ⅰ）
  - ・ 認定薬剤師手帳（研修内容記録、取得認定単位・受講証明書）
  - ・ 薬剤師免許証の写し（裏面に記載のあるものは裏面の写しも含む）
  - ・ 要綱第11条2項に定められた認定薬剤師証の写し
  - ・ 認定審査料（振込証明書の写し）
  - ・ 本学会主催の学術大会参加証の写し
  - ・ 所定の様式による5事例の事例報告書（平成33年2月1日認定の更新時より適用）
2. 上記の認定審査料は 10,000円 とする。

(認定更新の審査)

第10条 認定更新の審査は認定委員会が行う。

第11条 認定更新は書類審査により行う。

1. 書類審査

認定申請書を審査する。

研修記録内容と取得認定単位・受講証明書を審査する。

## 2. 合否の判定

申請書類を審査し合否を判定する。

(認定更新の保留)

第12条 認定を受けてから認定更新するまでの所定の期間(認定ごとに指示する)に取得した単位数が所定単位数に満たない時は、認定更新の保留を申し出て、所定単位数を満たした時に再申請することができる。保留期間は1年までとし、保留期間中は在宅療養支援認定薬剤師を呼称することはできない。

## 第4章 認定委員会

(守秘義務)

第13条 認定委員会委員ならびに事務担当者は、この認定業務を通して知り得た申請者の個人情報了他に漏らしてはならない。

(認定事務の委託)

第14条 認定委員会は、審査と認定に関する事務を他に委託することができる。

## 第5章 認定薬剤師の取り消し

(認定薬剤師の取り消し)

第15条 以下の事項に該当する場合は認定薬剤師の資格を取り消す。

1. 認定更新をしなかったとき
2. 薬剤師の免許を失ったとき(失効)
3. 薬剤師の業務停止および免許の取り消し処分を受けたとき
4. 本学会の名誉を著しく傷つけたとき

## 第6章 認定薬剤師の呼称

(認定薬剤師の呼称)

第16条 認定薬剤師の呼称は「在宅療養支援認定薬剤師」とし、英文では「Board Certified Pharmacist in Home Care Pharmacy(PHCP)」と表記する。

## 第7章 本細則の改廃

(細則の改廃)

第17条 本細則の改廃は、理事会の議を経て決定する。

付則

1. 本細則は平成25年3月5日 理事会承認,平成25年4月1日より発効する。
2. 本細則は平成25年3月17日 理事会改正承認,平成25年4月1日より発効する。
3. 本細則は平成25年7月22日 理事会改正承認,平成25年7月22日より発効する。
4. 本細則は平成25年11月25日 理事会改正承認,平成25年11月25日より発効する。
5. 本細則は平成25年12月16日 理事会改正承認,平成25年12月16日より発効する。
6. 本細則は平成26年2月17日 理事会改正承認,平成26年2月17日より発効する。
7. 本細則は平成26年5月3日 理事会改正承認,平成26年5月3日より発効する。
8. 本細則は平成26年9月1日 理事会改正承認,平成26年9月1日より発効する。
9. 本細則は平成27年3月23日 理事会改正承認,平成27年3月23日より発効する。
10. 本細則は平成28年3月3日 理事会改正承認,平成28年3月3日より発効する。
11. 本細則は平成28年10月28日 理事会改正承認,平成28年10月28日より発効する。
12. 本細則は平成29年7月30日 理事会改正承認,平成29年7月30日より発効する。